スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

# 【山形県長井市】
# 令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
# （運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

| | |
|---|---|
| 自治体名 | 山形県長井市 |
| 担当課名 | 長井市教育委員会学校教育課 |
| 電話番号 | 0238－82－8024 |

# 1．自治体の基本情報

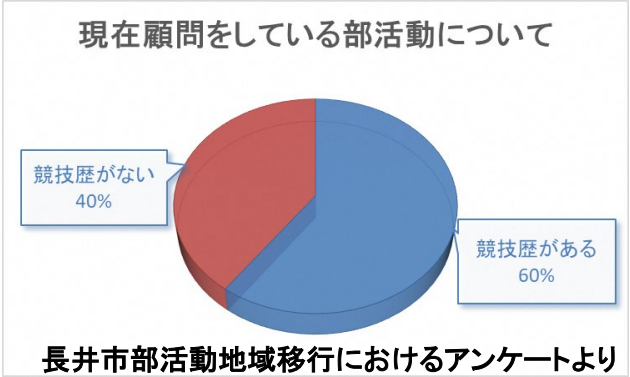
スポーツ庁

## 基本情報

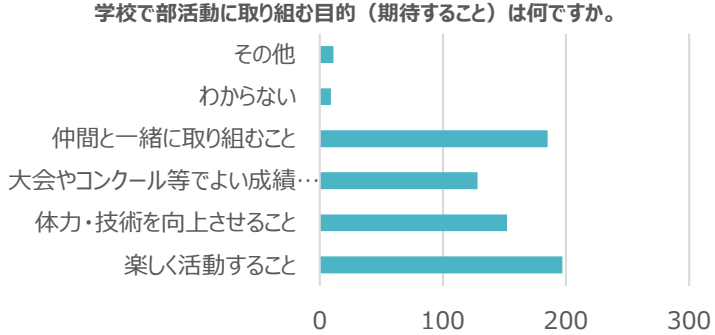
| | | | |
|---|---|---|---|
| 人口 | ２４，９５２人 | 部活動数 | ２５部活 |
| 公立中学校数 | ２校 | 市区町村の協議会・検討会議等の設置状況 | 設置済 |
| 公立中学校生徒数 | ６００人 | 市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況 | 策定に向けて準備中 |

## 地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

本市では、運動部活動が25あり、全員加入制として基本的にはいずれかの部活動に所属している状況である。しかし、外部の団体(スポーツクラブや文化クラブ等)に所属して、活動をしている生徒については、総合運動部もしくは総合文化部として学校の部活動に所属している。部活動の顧問については、33名の職員が顧問を担当しているが、今年度5月に実施したアンケートの調査により、12名の職員が競技歴のない種目の顧問をしていることが分かった。また、専門的な指導をできないことの歯がゆさを感じている職員もいることがわかった。一方、中学生にもアンケートを実施しており、中学生が部活動に求めているものについても調査を行った。やはり、仲間と一緒に活動することの楽しさとともに、技能が向上したときの達成感や勝利した時の爽快感が部活動の魅力であることがわかった。市内には25の運動部があるが、令和5年の中体連新人大会には、合同チームとして出場している部活動が4部活ある。（野球部、サッカー部、バレー部、ソフトボール部）また、来年度より、長井市も入れた西置賜地区内の中学校については、部活動の任意入部制を進める予定になっているが、実際にどのくらいの生徒が部活動に入部し、活動を行うかについてはまだ未定である。以上のことから、競技を教えるという専門性の確保と、十分な人数で実施することができる環境の整備という課題が挙げられる。




長井市部活動地域移行におけるアンケートより
(市内教員対象：R5実施)




長井市部活動地域移行におけるアンケートより
(市内中1．中2対象：R5実施)

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 運営体制・役割

### ▼運営体制図（市区町村における推進体制図）

長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進委員会

長井市スポーツ協会会長
長井文化協会会長
長井市校長会会長
長井市校長会副会長
西置賜地区中体連会長
PTA連合会長
長井市スポーツ少年団本部長
長井市スポーツ少年団指導者代表

**推進計画の策定**

長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進委員会事務局
・長井市教育委員会学校教育課
・長井市健康スポーツ課
・長井市観光文化交流課
・長井市地域づくり推進課

長井市スポーツ・芸術文化活動環境整検討進委員会

参加メンバー：長井市スポーツ少年団所属団体、市内中学校、競技団体、文化団体
・長井市スポーツ活動環境整備計画の周知　・部活動改革についての協議
・スポーツ活動体制整備事業の参加・検証　・中体連大会のクラブ参加について検討

### ▼行政組織内での役割分担

● **教育委員会**（学校教育課）
活動環境整備コーディネーターを任用し、推進体制の構築を図るために体制整備や推進計画の骨子案を作成する。主に中学校における部活動改革を担当し、来年度以降の任意入部制を視野に検討委員会等の会議を調整する。

● **首長部局**（健康スポーツ課）
課内スポーツ推進室に、長井市スポーツ少年団本部を設置している。活動体制整備事業では、スポーツ少年団本部に委託をするため、常に連携。主にスポーツ協会との連絡調整をおこない、今年度以降の部活動改革を学校教育課内コーディネーターと調整し、業務にあたる。

## 年間の事業スケジュール

４～５月　庁内において部活動改革に向けた関係者会議を実施(教育委員会学校教育課、健康スポーツ課、観光文化交流課、地域づくり推進課)
　５月　児童生徒・保護者・関係スポーツ団体対象に部活動地域移行に向けたアンケートを実施
６～８月　庁内において部活動改革に向けた関係者会議を実施(アンケートの集計・推進計画の骨子案の検討・関係団体のヒヤリング・実証事業の計画調整)
　９月　第１回長井市スポーツ・芸術文化環境整備推進委員会の発足(長井市スポーツ・芸術文化環境整備推進計画の策定)
　　第１回長井市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会の発足(長井市スポーツ・芸術文化環境整備推進計画の承認・実証事業の参加確認)
１０月　地域スポーツ活動体制整備事業開始(令和6年2月まで)
１１月　第２回長井市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会の開催(実証事業の進捗状況の確認・部活動改革についての協議・中体連についての動向)
１２月　市民向けお知らせ文書および児童生徒・保護者向け文書の配布、中学生向け地域クラブ案内一覧表の作成及び配布
Ｒ６.１月　新入生対象の部活動任意加入及び地域スポーツクラブについての説明会の開催
　３月　第３回長井市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会の開催(実証事業の総括・部活動改革についての協議・中体連についての動向)
　　第２回長井市スポーツ・芸術文化環境整備推進委員会の開催(年間活動の報告及び実証事業の報告について)

# 2．実証内容と成果

## 地域スポーツクラブ活動の運営実績

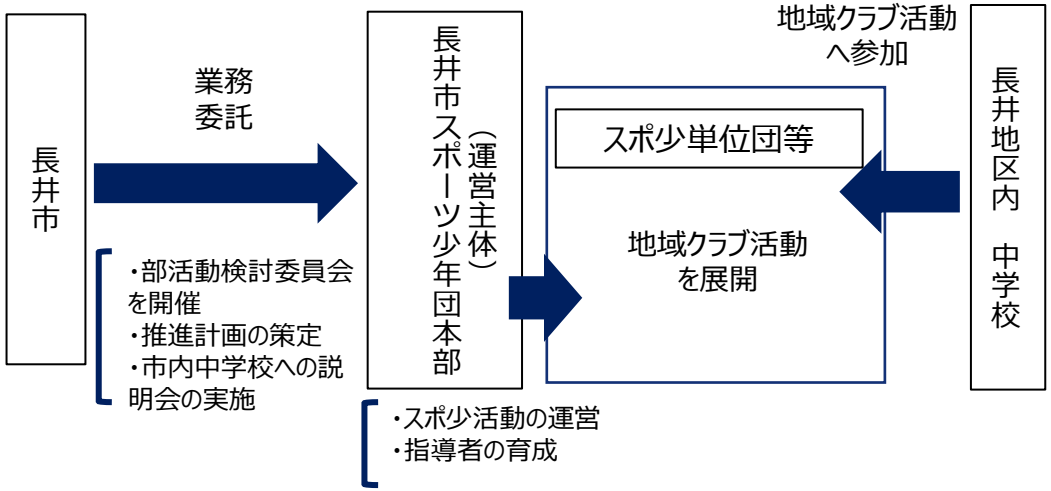
| | | | |
|---|---|---|---|
| 拠点校数 | ２校 | 地域クラブ活動に取り組んだ種目 | サッカー、野球、バレーボール、ソフトボール、柔道、スキー、ソフトテニス、陸上、水泳、剣道、バドミントン |
| 地域クラブ活動に取り組んだ部活動数 | ２１部活 | | |

## 主な取組例

### ▼活動概要

| | |
|---|---|
| 拠点校名 | 長井南中学校、長井北中学校 |
| 地域クラブ活動に移行した部活動数 | ２１部活 |
| 地域クラブ活動で実施した種目 | サッカー、野球、バレーボール、ソフトボール、柔道、スキー、ソフトテニス、陸上、水泳、剣道、バドミントン |
| 運営主体名 | 長井市スポーツ少年団本部 |
| 運営類型 | 市区町村運営型（地域団体・人材活用型） |
| １か月あたりの平均的な活動回数 | 野球：月８回程度<br>陸上：月８回程度 |
| 指導者の主な属性 | スポーツ少年団指導者 |
| 活動場所 | 市内体育施設 |
| 主な移動手段 | 保護者による送迎・自転車 |
| １人あたりの参加会費等（年額） | 野球：２０，０００円<br>陸上：２７，０００円 |
| １人あたりの保険料 | スポーツ安全保険<br>生徒１人あたり：８００円/年<br>指導者１人あたり：１，８５０円/年 |

### ▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



# 2．実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

**取組事項**

・活動環境整備コーディネーターを配置し、部活動改革を進める。
・教育委員会が主体となり、部活動の地域連携に向けた検討委員会の整備を進める。
・地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等の団体からのヒヤリング及び意見交換を進め、一体的に部活動改革を推進する。

**取組の成果**

活動環境整備コーディネーターを配置し、専門的に部活動改革に着手することができる人員を確保できたことで、年間を通して計画的に事業を進めることができた。当初検討委員会の開催のみを想定していたが、自治体として基本計画を持つために、教育委員会学校教育課だけでなく、健康スポーツ課、観光文化交流課、地域づくり推進課と協議し、推進計画骨子案をまとめることができた。検討委員会の開催にとどまらず、持続可能なスポーツ環境の整備のために、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ(花のまちスポーツクラブ)、スポーツ少年団本部と協議を重ねながら、スポーツ・芸術文化環境整備推進委員会を中心に据え、スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会を開催し、協議を重ねたことが成果である。

**特に工夫した事項**

当初、検討委員会を開催するにあたり、検討委員の選定に苦慮した。各スポーツ競技団体は２１あり、スポーツ少年団は２１団ある。それ以外のスポーツクラブも含めて協議をする場合、かなりの人数の参加による協議となり部活動改革を推進することが困難になる可能性があった。そこで、推進委員会と検討委員会の2部制にすることで、団体の代表者だけでなく競技指導者の意見も聞きながら具体的な活動レベルの話し合いや、今後の展望に関わる大きなレベルの話し合いまで、行うことができた。

【推進委員会メンバー】
スポーツ協会会長・事務局長
長井文化協会会長
地区中体連会長
校長会会長
校長会副会長
スポーツ少年団本部長
スポーツ少年団指導者代表
中学校PTA会長
PTA連合会長

【検討委員会メンバー】
地区スポーツ競技連盟・協会会長・事務局
スポーツ少年団指導者
各中学校校長
各中学校部活動担当教員
文化・芸術関係者

**今後の課題と対応方針**

推進委員会と検討委員会を重ねることで、国や県の部活動改革の意向や市としての推進計画の内容や今後の見通し等について協議を重ねながら少しずつ基本的な考え方の理解を図ることができた。しかし、部活動単位での地域との連携を図るためには、部活動顧問と協議関係団体が話し合う場が必要であり、全ての運動部と競技団体が話し合うような場を設定することができなかったことが大きな課題である。

# 2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
**イ：指導者の質の保証・量の確保**
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ▼取組項目名：イ：指導者の質の保証・量の確保

**取組事項**

・健康スポーツ課スポーツ推進室と連携しながら、指導者講習・研修会及び情報交換会等への参加を呼びかけ、指導者の質の保証とともに、指導者数の確保につなげる。

**取組の成果**

・スポーツ少年団関係者が対象となる研修会等への参加呼びかけに力を入れた。右記の研修会は、置賜地区や県単位とした研修会であり、長年実施してきた経緯がある。また、日本スポーツ協会公認スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会には、１名が参加し、資格取得予定となっている。

スポーツ少年団本部が主体となって
参加を呼びかけた研修会
・令和5年度山形県スポーツ少年団置賜地区協議会
指導者・育成母集団研修会
（R5.11.5：小国町民総合体育館） ３名参加
・令和5年度アクティブチャイルドプログラム普及促進研修会
(R5.11.25：鮎貝小学校体育館) １名参加

**特に工夫した事項**

・市内のすべてのスポーツ少年団に協力を依頼することで、現時点で協力が難しい団も含めて長井市の運動部活動改革の動きを把握していただくことができた。

| | スポーツ少年団名 | 指導者スタッフ | | スポーツ少年団名 | 指導者スタッフ |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 長井小桜剣道 | 16 | 11 | 長井ジュニア卓球 | 4 |
| 2 | 長井スキー | 4 | 12 | 長井ソフトテニス | 5 |
| 3 | 長井市中央柔道 | 9 | 13 | 長井ジュニアバドミントン | 4 |
| 4 | 長井市少林寺拳法 | 7 | 14 | オール長井ベースボール | 3 |
| 5 | 長井バレーボール | 2 | 15 | 長井ミニバスケ | 6 |
| 6 | 長井エルザ野球 | 5 | 16 | 長井レッドウイングス | 5 |
| 7 | 長井バドミントン | 4 | 17 | 長井西置賜野球 | 3 |
| 8 | 長井北ミニバスケットボール | 2 | 18 | ながいユナイテッドフットボールクラブ | 4 |
| 9 | 平野バレーボール | 3 | 19 | 柔道長井 | 7 |
| 10 | 長井市体操 | 4 | 20 | 長井アスリートクラブ | 7 |
| | | | 21 | アスピランテフットボールクラブ | 6 |

**今後の課題と対応方針**

指導者の質の確保のため、検討委員会等の会議を通して研修の必要性について触れ、単位団に対して資格取得を求めていきたい。今年度は新たな研修会等を計画する段階までには至らなかった。また、研修会等への参加の意義について、指導者含めた関係団体と共通理解を図る必要がある。

# 2．実証内容と成果

## 取組内容

### ▼取組項目名：ウ：関係団体・分野との連携強化

**取組事項**

・地域スポーツクラブ、スポーツ協会、競技団体等と部活動との連携により、休日のスポーツ活動を実施する。専門的な指導技術及び資格等を有する指導者が指導をすることで、生徒のニーズに応えた、望ましい活動環境を整備する。

**取組の成果**

競技経験者による指導として、休日に中学生対象に活動を実施した団体は11団体である。本事業を通して、専門的な指導を受けたいと考える中学生が、活動することができる場を創出することができたことが成果である。また、一週間の間で定期的に休養日を設けながら生徒の心身の健康に配慮するなどの連携についても、各学校と共有することができたことも成果のひとつである。

| 種目 | 参加生徒 | 指導者 | 種目 | 参加生徒 | 指導者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 柔道 | 13 | 6 | ソフトボール | 14 | 3 |
| 剣道 | 9 | 5 | ソフトテニス | 20 | 4 |
| サッカー | 58 | 2 | 陸上 | 25 | 4 |
| 野球 | 18 | 5 | スキー | 1 | 1 |
| バレーボール | 21 | 2 | 水泳 | 10 | 2 |
| バドミントン | 19 | 7 | | | |

**特に工夫した事項**

野球については、長井西置賜野球スポーツ少年団が中学1，2年生の中学生活動希望者を受け入れ、種目の楽しさや専門的技能の向上を目標に活動実施した。活動の目的としては、中体連参加をスポ少の目標にはしておらず、他の大会参加を目標にしたことで、市内2校の中学生だけでなく、近隣の中学生も入団し、組織を拡大しながら活動ができ、中学生の友好関係も深まった。団体スポーツにおいて人数を確保していくためには、団体の目指す方向性を周知した上で活動していくことが有効であった。

| 野　球 | 1，2年参加生徒数 |
|---|---|
| 6月中体連終了時 | 3名 |
| 7月 | 11名（うち市外1名） |
| 9月 | 2名(うち市外2名) |
| 10月 | 1名(うち市外1名) |
| 12月 | 1名(うち市外1名) |
| 合計 | 18名 |

**今後の課題と対応方針**

当初は、部活動という学校の活動に外部指導者を派遣するという活動を主として計画していた。しかし、指導者を派遣だけではなく、むしろ中学生と指導者をつなぐきっかけを作り、各スポーツ団体が掲げる方針に対して個人が参加したいかどうか選択をすることが重要であるため、更なる学校との連携や生徒に対して活動を周知していく必要性があった。

# 2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
**エ：面的・広域的な取り組み**
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ▼取組項目名：エ：面的・広域的な取り組み

**取組事項**

・市町を超えて参加者を募ることができる各スポーツ少年団や水泳クラブに協力を依頼し、広域的な取り組みにつなげた。
・置賜地区内の市町部活動改革担当課と情報共有を行い、広域的に部活動改革を推進する。

**取組の成果**

陸上については、陸上競技場がある本市の環境面の強みを生かし、魅力的な活動の結果、市内外から希望者が集まっている。野球においても、現在の部活動が参加している大会ではない大会に参加することと、技術の向上を目的とし、希望した生徒が徐々に集まっている状況である。また、置賜教育事務所社会教育課主催の部活動改革地区担当者及びコーディネーター情報交換会に参加し、情報を共有した。

【在籍人数】

長井西置賜野球スポーツ少年団(R6.1現在)　１８名在籍
(うち市外５名)

長井アスリートクラブ(R6.1現在)　９５名在籍(小学生含む)
(うち市外２３名)

**特に工夫した事項**

部活動改革地区担当者及びコーディネーター情報交換会では、課題となっている状況等について情報交換を行った。特に、総合型地域スポーツクラブが主体となって実証事業を進めている市町の状況について重点的に話を聞くことで、本市の状況と比較し、今後の部活動改革の方向性について参考にすることができた。各市町は、運営主体等含めて活動環境整備の実施形態が異なっている。その上で、本市として何ができるかという視点で情報を共有することができた。また、市内スポーツ活動団体が、広域的な広がりを見せている状況から、自治体ごとに大きな差が出てしまうということがないように、受益者負担の部分と自治体による受益者支援の部分について話し合いを行った。

**今後の課題と対応方針**

・各スポーツ団体の広域的な取り組みを支援するため、各団体の取り組みを広域的に発信する具体的方法について検討していく。
・今後も他市町と情報共有を図りながら、広域的な取組を進めていく。

# 2．実証内容と成果

## 取組内容

### ▼取組項目名：オ：内容の充実

| | |
|---|---|
| 取組事項 | ・総合型地域スポーツクラブの連携によって、各団の活動のみにとどまらない多彩な活動の場を提供する。<br>・各スポーツ団体が、創意工夫を凝らしながら魅力ある活動を展開していく。 |
| 取組の成果 | ・長井市の「長井花のまちスポーツクラブ」では、各スポーツ少年団に団体としての加入を呼びかけており、団体として加入することで保険の団体加入や総合型クラブの主催教室・イベントへの参加がしやすくなる。これまで中学校の部活動のみの活動であった生徒が、花のまちスポーツクラブ加入のスポーツ少年団に入団することで、活動の場を広げることができた。 |
| 特に工夫した事項 | 中学校の通常の部活動ではなかなか実施が難しい特色ある取り組みが見られた。長井市中央柔道では、長井市総合政策課と連携し、本市と交流が深いタンザニアの方々と柔道交流会を開催した。柔道を通して国際交流を図り、タンザニア選手と交流を深めることができた。また、長井西置賜野球スポーツ少年団は、地元の社会人野球チームと親善ナイターゲームを行い、試合後にはプレーについて個人ごとの質問会を実施した。大会に参加するだけでなく、スポーツを通して様々な人と交流し、魅力ある活動ができた事例である。 |
| 今後の課題と対応方針 | ・これまでの総合型地域スポーツクラブとの連携に加え、新たな活動・連携の方法について検討を進めていきたい。<br>・今後も各スポーツ団体の工夫した取り組みについて、周知・情報共有を図っていきたい。 |

# 2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
**キ：学校施設の活用等**
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

### ▼取組項目名：キ：学校施設の活用等

**取組事項**

・学校施設や学校備品等を積極的に活用し、場所や道具等による活動団体や個人への負担を軽減する。

**取組の成果**

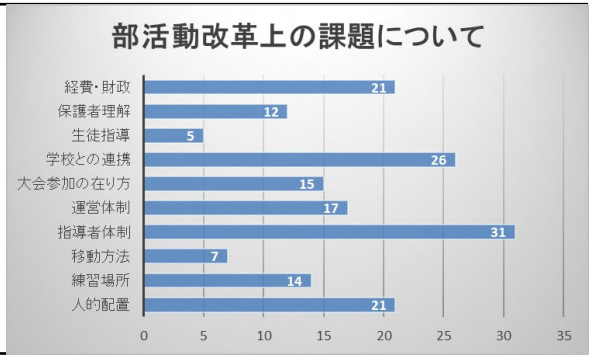
本来市内体育施設を利用する際には、施設利用料金が発生し、利用者は利用料金を支払わなければならない。スポーツ少年団に関しては、定期的な施設利用の際は減免対象となっており、施設で活動する際の利用料金はかからず、受益者負担も生じない。定期外の施設利用については、本事業の活用により、保護者負担の一部を減らすことができた。活動人数が増えれば、保護者負担分も等分されることを考えると、本実施事業の成果は大きい。活用しながら、活動参加人数が増えていけば、受益者負担を軽減することができる。

| 活動種目 | 活動場所（回数） | 施設利用料金 |
|---|---|---|
| 陸上 | 置賜生涯学習プラザ（28回分）<br>市外陸上競技場（２回分） | 17,590円 |
| ソフトテニス | 置賜生涯学習プラザ（7回分） | 7,980円 |
| 水泳 | 置賜生涯学習プラザ（21回分） | 7,510円 |
| サッカー | 東陽の里グラウンド（16回分）<br>置賜生涯学習プラザ（5回分） | 130,655円 |

**特に工夫した事項**

新規活動を立ち上げる際には、道具費用等がかかる。指導者も、今後の不安材料として課題に感じている。（右記参照）基本的には受益者負担の上で準備していかなければいけない部分であるものの、本事業を活用して、消耗品を準備するほか、学校で使用している備品を活用し、なるべく活動希望生徒の保護者負担がかからないように配慮した。例として、長井西置賜野球スポーツ少年団は、バットやレガース、ボール等の用具類を学校の備品と共有し、保護者の負担軽減を図っている。

【右：スポーツ関係指導者アンケート(R5)より】




**今後の課題と対応方針**

保護者負担については、今後もいかに負担がかからないようにしていくか、関係機関で連携しながら考えていかなくてはならない課題である。新規活動の際の負担が大きくならないよう、既存の施設や備品等の活用について、今後も継続して熟議していかなければならない。

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

3. 現在、貴団体は、小、中学生等を対象に指導する機会はありますか。

詳細

| | |
|---|---|
| はい | 36 |
| いいえ | 12 |



4. あなたは、部活動地域移行、地域との連携ということについて、国や県の通知の概要を知っていますか。

詳細　インサイト

| | |
|---|---|
| 知っている | 23 |
| だいたい知っている | 19 |
| 知らない | 6 |



5. 貴団体内に中学校の部活動の指導に関わっている人はいますか。

詳細　インサイト

| | |
|---|---|
| いる | 24 |
| いない | 24 |



【指導者アンケートまとめ・庁内検討資料①】

7. 貴団体は、主に休日、部活動を地域と連携する場合、指導していただくことは可能ですか。

詳細

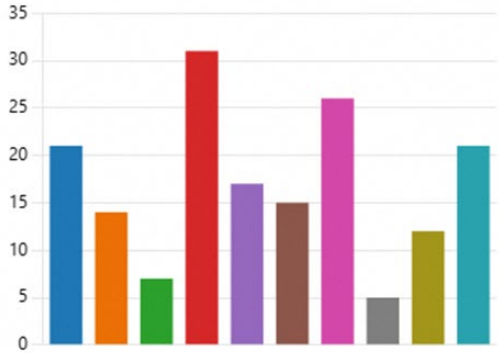
| | |
|---|---|
| はい | 13 |
| 部分的に可能 | 6 |
| 条件次第で可能 | 16 |
| いいえ | 3 |
| わからない | 10 |



8. 貴団体が、主に休日、部活動を地域と連携する場合に、指導する際の課題は何ですか。
(複数回答可)

詳細

| | |
|---|---|
| 人的配置が難しい | 21 |
| 実際に行う際の練習場所に課題が… | 14 |
| 実際行う際の移動方法に課題がある | 7 |
| 指導者の体制(人数・高齢化等)に… | 31 |
| 運営体制、調整者の確保が難しい | 17 |
| 大会参加の在り方に課題がある | 15 |
| 学校との連絡調整、指導方針の共… | 26 |
| 生徒間のトラブルへの対応に課題が… | 5 |
| 保護者の理解が難しい | 12 |
| 経費等、財政的な課題がある | 21 |

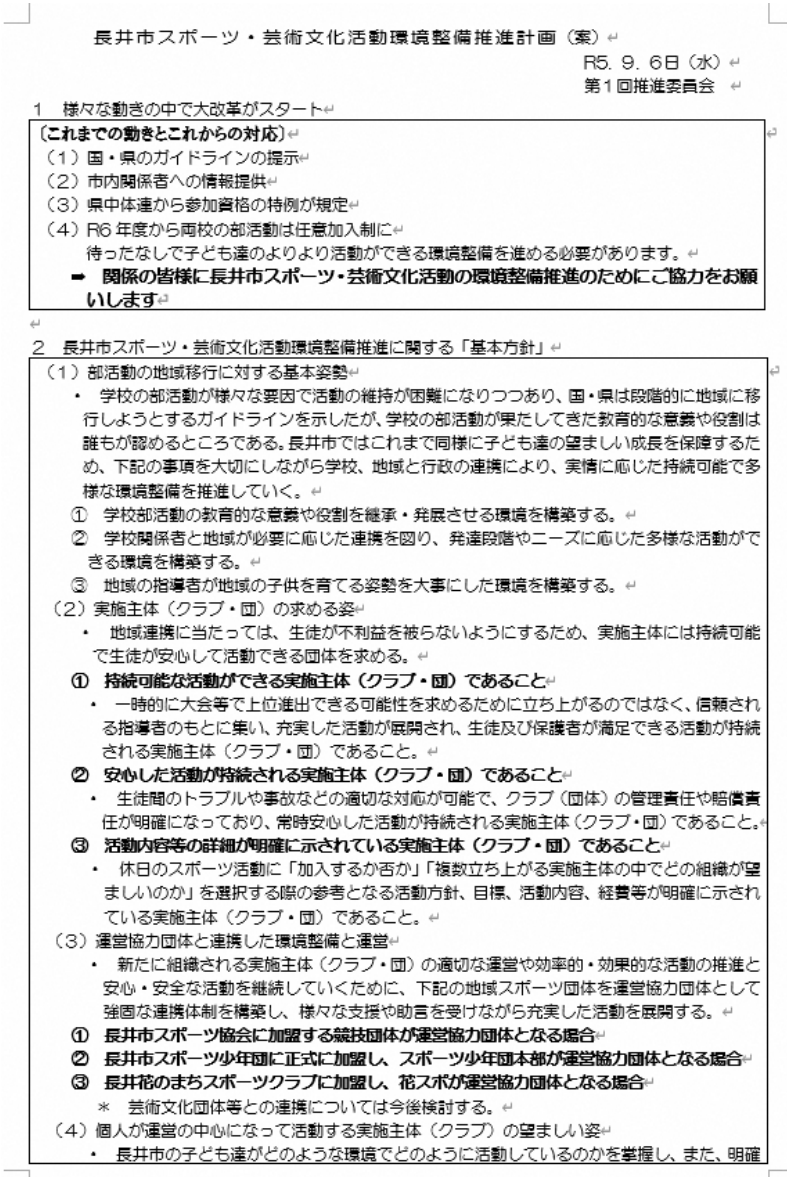



【指導者アンケートまとめ・庁内検討資料②】

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）



長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進計画（案）

R5．9．6日（水）
第１回推進委員会

1　様々な動きの中で大改革がスタート

**（これまでの動きとこれからの対応）**
（1）国・県のガイドラインの提示
（2）市内関係者への情報提供
（3）県内体連から参加資格の特例が規定
（4）R6 年度から両校の部活動は任意加入制に
待ったなしで子ども達のよりより活動ができる環境整備を進める必要があります。
➡ **関係の皆様に長井市スポーツ・芸術文化活動の環境整備推進のためにご協力をお願いします**

2　長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進に関する「基本方針」

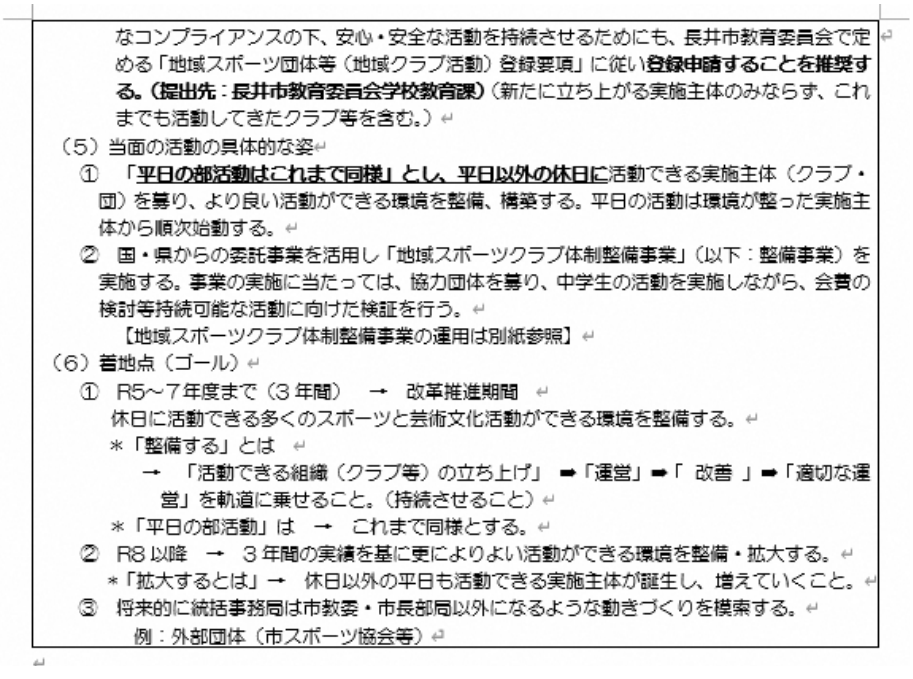
（1）部活動の地域移行に対する基本姿勢
・ 学校の部活動が様々な要因で活動の維持が困難になりつつあり、国・県は段階的に地域に移行しようとするガイドラインを示したが、学校の部活動が果たしてきた教育的な意義や役割は誰もが認めるところである。長井市ではこれまで同様に子ども達の望ましい成長を保障するため、下記の事項を大切にしながら学校、地域と行政の連携により、実情に応じた持続可能で多様な環境整備を推進していく。
① 学校部活動の教育的な意義や役割を継承・発展させる環境を構築する。
② 学校関係者と地域が必要に応じた連携を図り、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を構築する。
③ 地域の指導者が地域の子供を育てる姿勢を大事にした環境を構築する。

（2）実施主体（クラブ・団）の求める姿
・ 地域連携に当たっては、生徒が不利益を被らないようにするため、実施主体には持続可能で生徒が安心して活動できる団体を求める。
**① 持続可能な活動ができる実施主体（クラブ・団）であること**
・ 一時的に大会等で上位進出できる可能性を求めるために立ち上がるのではなく、信頼される指導者のもとに集い、充実した活動が展開され、生徒及び保護者が満足できる活動が持続される実施主体（クラブ・団）であること。
**② 安心した活動が持続される実施主体（クラブ・団）であること**
・ 生徒間のトラブルや事故などの適切な対応が可能で、クラブ（団体）の管理責任や賠償責任が明確になっており、常時安心した活動が持続される実施主体（クラブ・団）であること。
**③ 活動内容等の詳細が明確に示されている実施主体（クラブ・団）であること**
・ 休日のスポーツ活動に「加入するか否か」「複数立ち上がる実施主体の中でどの組織が望ましいのか」を選択する際の参考となる活動方針、目標、活動内容、経費等が明確に示されている実施主体（クラブ・団）であること。

（3）運営協力団体と連携した環境整備と運営
・ 新たに組織される実施主体（クラブ・団）の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進と安心・安全な活動を継続していくために、下記の地域スポーツ団体を運営協力団体として強固な連携体制を構築し、様々な支援や助言を受けながら充実した活動を展開する。
**① 長井市スポーツ協会に加盟する競技団体が運営協力団体となる場合**
**② 長井市スポーツ少年団に正式に加盟し、スポーツ少年団本部が運営協力団体となる場合**
**③ 長井花のまちスポーツクラブに加盟し、花スポが運営協力団体となる場合**
＊ 芸術文化団体等との連携については今後検討する。

（4）個人が運営の中心になって活動する実施主体（クラブ）の望ましい姿
・ 長井市の子ども達がどのような環境でどのように活動しているのかを掌握し、また、明確

【長井市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会開催時説明資料①】



なコンプライアンスの下、安心・安全な活動を持続させるためにも、長井市教育委員会で定める「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）登録要項」に従い**登録申請することを推奨する。（提出先：長井市教育委員会学校教育課）**（新たに立ち上がる実施主体のみならず、これまでも活動してきたクラブ等を含む。）

（5）当面の活動の具体的な姿
① 「**平日の部活動はこれまで同様**」とし、平日以外の休日に活動できる実施主体（クラブ・団）を募り、より良い活動ができる環境を整備、構築する。平日の活動は環境が整った実施主体から順次始動する。
② 国・県からの委託事業を活用し「地域スポーツクラブ体制整備事業」（以下：整備事業）を実施する。事業の実施に当たっては、協力団体を募り、中学生の活動を実施しながら、会費の検討等持続可能な活動に向けた検証を行う。
【地域スポーツクラブ体制整備事業の運用は別紙参照】

（6）着地点（ゴール）
① R5～7年度まで（3年間） → 改革推進期間
休日に活動できる多くのスポーツと芸術文化活動ができる環境を整備する。
＊「整備する」とは
→ 「活動できる組織（クラブ等）の立ち上げ」 ➡「運営」➡「 改善 」➡「適切な運営」を軌道に乗せること。（持続させること）
＊「平日の部活動」は → これまで同様とする。
② R8 以降 → 3年間の実績を基に更によりよい活動ができる環境を整備・拡大する。
＊「拡大するとは」→ 休日以外の平日も活動できる実施主体が誕生し、増えていくこと。
③ 将来的に統括事務局は市教委・市長部局以外になるような動きづくりを模索する。
例：外部団体（市スポーツ協会等）

■庁内で検討していく中で、協議を重ね、推進計画案をまとめるまでに至った。基本方針をもとに、当面の活動の具体的な姿やR5～７までの姿、Ｒ８以降の見通しなどを共通理解しつつ、広く周知していく必要がある。その際には、現状の課題となっていることを明らかにし、検討段階にある事項等も踏まえながら、丁寧に周知していく必要がある。

【長井市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会開催時説明資料②】

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

教学第１０１１号
令和５年１１月２７日

保護者各位

長井市教育委員会
教育長　土　屋　正　人

今後の部活動の在り方等について（お知らせ）

このことについて、各都道府県及び市町村における学校部活動及び新たな地域クラブ・スポーツ少年団活動等の在り方についての検討が進められております。

つきましては、今年度より本市におけるスポーツ・芸術文化活動の環境整備等について下記のように進めているところです。進捗状況については、今後もお便り等でお知らせしてまいります。

１　長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進委員会・検討委員会の設置について

今年度より、スポーツ団体及び芸術文化団体や教育関係者の代表者などで構成する「長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備推進委員会」とスポーツ少年団及び長井市スポーツ協会及び長井文化協会関係者による「長井市スポーツ・芸術文化活動環境整備検討委員会」を設置し、子供たちの本市のより良いスポーツ・芸術文化活動の環境整備等について検討しております。

２　スポーツ・芸術文化活動の環境整備について

国では令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間とし、可能な限り早期の実現を目指すと示しています。長井市では、すべての部活動が一斉に学校から離れていくのではなく、平日の部活動はこれまで同様とし、休日（土・日・祝日等）は活動できる環境が整ったところから地域のクラブやスポーツ少年団等で活動できるように進めていきたいと考えています。

３　令和６年度以降の部活動について

これまで全員加入制を原則に活動して参りましたが、次年度以降は任意加入とします。

◎ 任意加入の例：学校に設置してある部に必ず入部する必要がなくなります。または、入部したほかにクラブやスポ少に加入し、活動することができます。

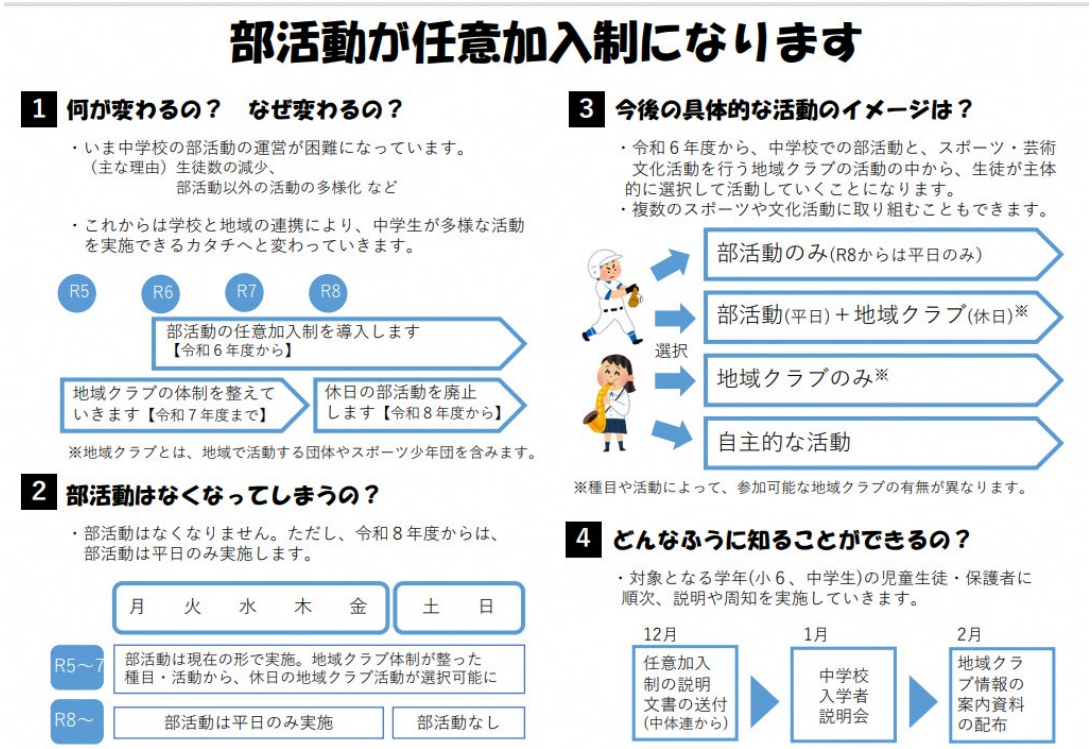
４　中体連大会の参加資格及び合同部活動について

国・県のガイドラインが示されたことにより、中体連が主催する大会の参加資格等が変更され、県中体連で示している細かな条件を満たしたクラブ（スポ少）等での参加が可能になりました。

また、合同部活動の参加については従来どおり、その都度参加規程に従って判断されます。

＊　詳しくは「山形県中学校体育連盟」のホームページに掲載されている内容をご覧願います。

【保護者へのお知らせ①】

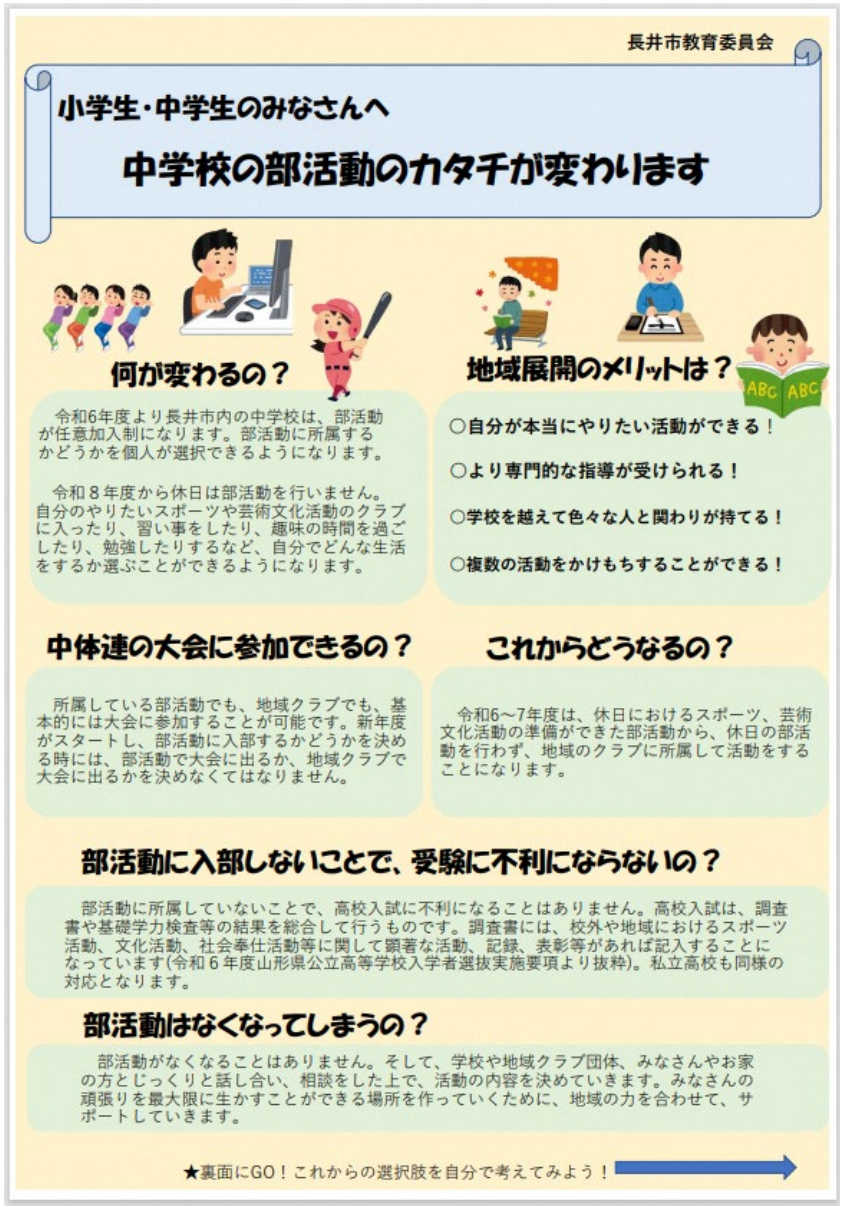



【保護者へのお知らせ②】

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）



長井市教育委員会

小学生・中学生のみなさんへ

**中学校の部活動のカタチが変わります**

**何が変わるの？**

令和6年度より長井市内の中学校は、部活動が任意加入制になります。部活動に所属するかどうかを個人が選択できるようになります。

令和８年度から休日は部活動を行いません。自分のやりたいスポーツや芸術文化活動のクラブに入ったり、習い事をしたり、趣味の時間を過ごしたり、勉強したりするなど、自分でどんな生活をするか選ぶことができるようになります。

**地域展開のメリットは？**

○自分が本当にやりたい活動ができる！

○より専門的な指導が受けられる！

○学校を越えて色々な人と関わりが持てる！

○複数の活動をかけもちすることができる！

**中体連の大会に参加できるの？**

所属している部活動でも、地域クラブでも、基本的には大会に参加することが可能です。新年度がスタートし、部活動に入部するかどうかを決める時には、部活動で大会に出るか、地域クラブで大会に出るかを決めなくてはなりません。

**これからどうなるの？**

令和6～7年度は、休日におけるスポーツ、芸術文化活動の準備ができた部活動から、休日の部活動を行わず、地域のクラブに所属して活動をすることになります。

**部活動に入部しないことで、受験に不利にならないの？**

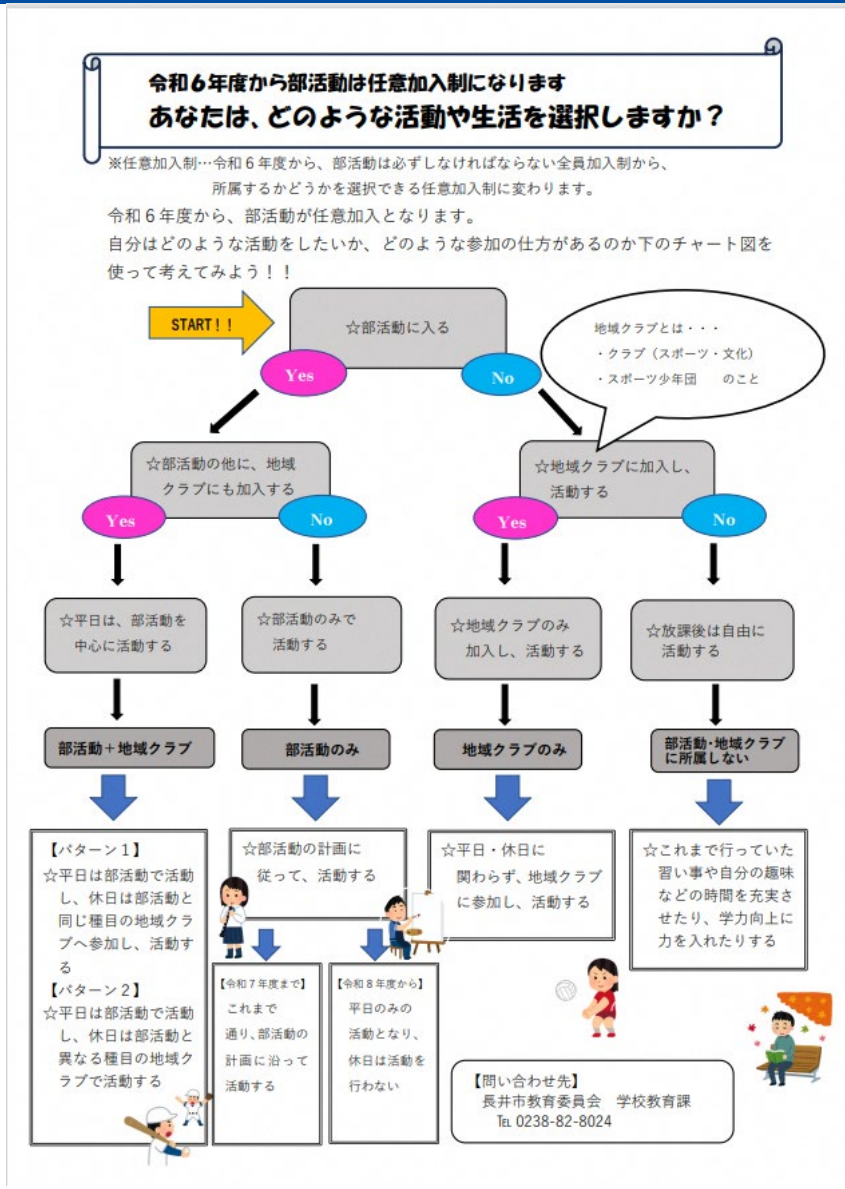
部活動に所属していないことで、高校入試に不利になることはありません。高校入試は、調査書や基礎学力検査等の結果を総合して行うものです。調査書には、校外や地域におけるスポーツ活動、文化活動、社会奉仕活動等に関して顕著な活動、記録、表彰等があれば記入することになっています(令和６年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項より抜粋)。私立高校も同様の対応となります。

**部活動はなくなってしまうの？**

部活動がなくなることはありません。そして、学校や地域クラブ団体、みなさんやお家の方とじっくりと話し合い、相談をした上で、活動の内容を決めていきます。みなさんの頑張りを最大限に生かすことができる場所を作っていくために、地域の力を合わせて、サポートしていきます。

★裏面にGO！これからの選択肢を自分で考えてみよう！

【小中学生へのお知らせ】




【小中学生へのお知らせ】

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 参考資料（活動写真）



【長井西置賜野球スポーツ少年団活動：社会人チームとの練習試合】



【地区の希望中学生を招いて合同練習会の開催：野球】



【長井レッドウイングスによる大会参加時の様子】



【タンザニア交流会における活動の様子：柔道】

# 2．実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

| 令和４年 | 令和５年 | | | 令和６年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 検討、情報共有開始 | 各スポーツ関係団体指導者にヒヤリングの実施 | 学校現場との調整、地域クラブの開始(順次) | 生徒、保護者、市民への状況説明 | 地域クラブ活動の拡大、実証開始 | 地域クラブ活動のさらなる拡大 |
| ●スポーツ関係団体代表者<br>●R4.8に「部活動地域移行を考える会」を実施<br>●国や県の部活動改革について<br>方向性を確認するために指針や通知文書について共有を図った。<br>●中学校部活動として、これまでのスポーツ少年団やスポーツクラブ等との関わりや、中体連主催大会の今後はどうなるのか等の質問や意見を頂戴したが、「先生の働き方改革のために、指導を投げ出すのか」というような厳しい意見が相次いだ。教員の働き方改革だけでなく、児童生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築も重要であることを、今後も丁寧に説明し、共有していく必要がある。 | ●受け皿団体<br>●R4．８～R5.3<br>●地域のスポーツ関係団体において、中学生を対象として活動をする意向があるかヒヤリングを実施。<br>●中学生を対象とした活動については、休日に行う、社会教育活動の一環であることを前提として、活動可能な団体や意向がある指導者がいないか、ヒヤリングを実施。小学生対象に活動しているスポーツ少年団が中学生を対象に活動を広げて行うことに、前向きに検討している団が複数あり、地域スポーツクラブ活動が可能な団体は準備を進めた。中学校についても、経緯について説明。生徒の負担等を考慮し、部活動と連携を図っていくことを確認した。 | ●スポーツ関係団体及び学校関係者<br>●R5．５<br>●部活動地域移行についてアンケートを実施。<br>●R6より中学校部活動が任意加入制になることにより、現在の意向や思いについて、意見を募るためにアンケートを実施した。<br>●休日については、児童生徒や保護者にとって部活動を一生懸命頑張りたい、頑張らせたいと感じている一方で、各々の自由に過ごす時間にしたいと考える児童生徒、保護者もいる結果となった。<br>●集計されたデータについては、推進委員会や検討委員会において活用し、今後も部活動改革へ役立てていく。 | ●児童生徒、保護者、市民<br>●R5.12<br>●部活動地域移行についての取組みを周知するための頼りを配布。<br>●推進委員会や検討委員会を通して、児童生徒自身がじぶんはどうなるのかということを具体的にイメージすることができるように周知するための便りが必要であるとの意見を受け、作成した。休日の過ごし方について、いくつかのパターンを紹介し、具体的なイメージをもってもらうことをねらいとし、配布した。<br>●地域クラブを紹介する地域クラブ一覧表を作成し、R6.3に市内中学1，2年生と小学６年生に配布をする予定。 | ●R6入学予定者及び保護者<br>●R6.1<br>●入学予定者説明会において、R6以降の部活動について説明を実施。<br>●R6より中学校部活動が任意加入制になることにより、入部が任意になることと、地域クラブによる活動について説明を実施。不明な点については委員会を窓口として相談を受け付けた。保護者や地域の方からの問い合わせについては、その都度対応したが、中体連大会についての質問もあり、関係者に向けた周知については、中体連側による保護者、スポーツ団体への更なる周知の必要性がある。 |

# 3．今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

